

第 号  
年 月 日

様

高知県知事

高知県立紙産業技術センター使用料（手数料）還付決定  
通知書

年 月 日付けで請求がありました高知県立紙産業技術センターの使用料（手数料）の還付については、高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例第8条ただし書の規定に基づき次のとおり決定しました。

利用又は依頼の内容	
利用又は依頼の期間	年 月 日～ 年 月 日
納付済みの使用料又は手数料の額	円
決定した使用料又は手数料の額	円
還付する使用料又は手数料の額	円